

奈良県告示第四百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年二月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

		指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者		
名称	主たる事務所の所在地	名称	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所	廃止した居宅サービスの種類
株式会社 ラポール	堺市北区百舌鳥梅町三〇一	さくら・ 介護ステ ーション らぼる	大和郡山市 馬司町六三 〇一 片 山ハイツ	訪問介護及び介護 予防訪問介護
	〇一五			平成二十七 年一月二十 九日
				廃止年月日